

## (イ) 西之表市環境基本計画

西之表市環境基本計画の概要は表-3.2.54 に示すとおりです。

表-3.2.54 西之表市環境基本計画の概要

<p><b>【目指す環境像】</b> 豊かな環境（島の宝）をはぐくみ、つなげるまち にしのおもて</p>
<p><b>【目指す環境像の実現に向けた基本方針と施策】</b></p> <ol style="list-style-type: none"><li>1 豊かな自然を未来に（自然共生型社会の創造）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 豊かな自然をまもる<ul style="list-style-type: none"><li>・山地自然地域（西之表市南部の中割地域等）を保全します。</li><li>・里地自然地域（西之表市中央部の古田地域等）を保全します。</li><li>・平地自然地域を保全します。</li><li>・沿岸自然地域を保全します。</li></ul></li><li>(2) 生物多様性の保全<ul style="list-style-type: none"><li>・自然を理解し、ふれあえる環境を確保します。</li><li>・水辺環境を学び保全します。</li></ul></li></ol></li><li>2 限りある資源を大切に（循環型社会の推進）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 3Rの更なる推進<ul style="list-style-type: none"><li>・3Rを推進し、循環型社会を構築します。</li><li>・ごみは適切に分別します。</li><li>・本市のリサイクルシステムを適切に利活用します。</li></ul></li><li>(2) 適正処理を進める<ul style="list-style-type: none"><li>・ごみの適正処理を推進します。</li><li>・不法投棄やごみの散乱等の迷惑行為を防止します。</li></ul></li><li>(3) 環境保全活動の促進<ul style="list-style-type: none"><li>・事業活動における環境保全対策を推進します。</li><li>・資源やエネルギーの効率的な利用に取り組みます。</li></ul></li><li>(4) 環境保全型産業の構築<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全型農業を推進します。</li><li>・産業全般に係る環境保全への取組を推進します（農業を除く）。</li></ul></li></ol></li><li>3 地球環境をまもる（低炭素社会の構築）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 地球環境をまもる<ul style="list-style-type: none"><li>・温室効果ガスの排出削減に努め、地球温暖化を防止します。</li><li>・オゾン層保護のための取組を実施します。</li></ul></li><li>(2) 環境負荷の少ないエネルギーの利用<ul style="list-style-type: none"><li>・環境負荷の少ないエネルギー利用を推進します。</li></ul></li></ol></li><li>4 安全・安心で快適なまちづくり（生活環境の保全）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 水環境の保全<ul style="list-style-type: none"><li>・適正な水環境の確保に努めます。</li><li>・事業所における排水対策を実施します。</li><li>・農業における水質汚濁対策を実施します（硝酸性窒素等の削減）。</li></ul></li><li>(2) 大気環境の保全<ul style="list-style-type: none"><li>・悪臭発生の防止、低減に努めます。</li><li>・大気汚染を防止します。</li><li>・騒音の発生を防止します。</li></ul></li><li>(3) 快適環境の創造<ul style="list-style-type: none"><li>・まちを清潔に、きれいに保ちます。</li><li>・緑化を推進し、樹木の保存に努めます。</li><li>・環境の多目的機能を活用し、より良い環境づくりに努めます。</li></ul></li><li>(4) 美しい景観の保存と創出<ul style="list-style-type: none"><li>・美しい景観を保存するとともに、新たな景観の創出に努めます。</li><li>・歴史的・文化的遺産を保全し、活用します。</li></ul></li></ol></li><li>5 環境を学び考え行動する（環境学習・教育の推進）<ol style="list-style-type: none"><li>(1) 環境学習・教育体制の整備<ul style="list-style-type: none"><li>・環境保全を担う人材を育成し、活用を推進します。</li><li>・環境学習・教育の推進拠点の整備・活用を推進します。</li><li>・学校における環境学習・教育を推進します。</li><li>・家庭における環境学習・教育を推進します。</li></ul></li><li>(2) 環境情報の充実<ul style="list-style-type: none"><li>・環境情報を充実させます。</li></ul></li></ol></li></ol>

出典：西之表市ウェブサイト 「西之表市環境基本計画」（平成30年3月）

(<https://www.city.nishinoomote.lg.jp/material/files/group/17/nisihinoomotesaikankyoukihonnkeikaku.pdf>)

b) 緑の基本計画

(ア) 南種子町緑の基本計画

南種子町緑の基本計画の概要は表-3. 2. 55 に示すとおりです。

表-3. 2. 55 南種子町緑の基本計画の概要

基本方針	施策展開の基本方向
緑と海に囲まれたまち・南種子町を守る	1. 拠点となる緑環境の保全・活用 ①樹林地の保全・育成・活用 ②亜熱帯特有の植生の保全・活用 ③丘陵地の緑の保全 ④景観と生態系に配慮した田園の保全
	2. 歴史的拠点の保全・活用 ①門倉岬、前之浜海浜公園等拠点的公園・緑地の充実 ②歴史スポットのクローズアップと整備
	3. 川と海と緑のネットワークの充実 ①生態系に配慮した川と海と緑の保全 ②人と自然との共生に向けた川と海と緑のネットワーク
生活を元気で明るくする緑をつくる	4. 健康で快活な暮らしに寄与する緑の拠点の創出 ①ニーズの多様化に対応した特色ある公園づくり ②公園機能の再整理と墓の分散・リフレッシュ ③健康に寄与し、生きがいと福祉に寄与する公園の創出 ④公園のバリアフリー化 ⑤人を引きつけ、目を楽しませる花と緑の空間の創出 ⑥海岸線の魅力向上
	5. 身近な緑の創出と再生・活用 ①都市公園・ポケットパーク・まちかど広場の整備推進 ②身近なオープンスペースの確保
災害から町民を守る緑をつくる	6. 防災面に配慮した緑の整備 ①防風機能を有する樹林の保全と新たな樹林の育成 ②防災帯となる緑の保全と創出 ③土砂災害などの抑制に繋がる緑の保全・育成 ④災害時の利用を前提としたオープンスペースの確保
まちの明るさ、魅力がにじみ出る緑をつくる	7. 公共空間等の緑化による良好な都市環境の創出 ①街路樹による都市景観の向上 ②公共空間の緑化促進
	8. 南種子町ならではの緑の玄関口の整備 ①国道 58 号長谷地区の玄関づくり ②島間港の緑化 ③玄関口を結ぶ道路の緑化
人を引きつけ、もてなす緑をつくる	9. 民有地の緑のボリュームアップ ①住宅・商業地の緑化
	10. 緑化に向けた意識の高揚 ①緑化モデル事業の推進 ②学校教育における緑化活動の推進 ③緑化顕彰制度の充実 ④緑に関するイベント・PR の充実 ⑤緑の専門家の育成
花と緑あふれるまちをみんなで作る	11. パートナーシップによる緑のまちづくりの推進 ①住民・企業参加による公共の緑づくり ②緑のリサイクル事業の推進 ③緑化団体の企業の参画と活動の充実と支援 ④都市緑化基金の創設

出典：「緑の基本計画」（平成 16 年 3 月 南種子町）

c) 景観計画

(7) 鹿児島県景観形成基本方針

鹿児島県景観形成基本方針では、表-3.2.56 に示すとおり、4つのゾーン別に景観形成を図っています。

表-3.2.56 鹿児島県景観形成基本方針

ゾーン区分	景観形成の視点
桜島・錦江湾ゾーン	調和のとれたまちなみと雄大な活火山、静穏な海域が一体となった景観づくり
霧島ゾーン	高い山の連なりや広大な高原、歴史・文化を生かした景観づくり
屋久島ゾーン	世界的に貴重な植生や海にそびえ立つ山岳の地形等を生かした景観づくり
奄美ゾーン	島を取り囲む海岸の連続性や特色のある生態系を生かした景観づくり

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県景観形成基本方針」（平成20年3月 鹿児島県）

(<https://www.pref.kagoshima.jp/ac06/kurashi-kankyo/chiiki/keisei/torikumi/documents/kihonhoushin.pdf>)

## d) 地球温暖化対策実行計画

### (7) 鹿児島県地球温暖化対策実行計画

鹿児島県地球温暖化対策実行計画の概要は表-3.2.57 に示すとおりです。

表-3.2.57 鹿児島県地球温暖化対策実行計画の概要

<b>【計画期間】</b> 2018（平成 30）年度から 2030 年度までの 13 年間とし、基準年度を 2013（平成 25）年度、目標年度を 2030 年度とする。
<b>【目標】</b> 2030 年度までに 2013 年度比で温室効果ガス排出量を 24%削減させ、森林吸収による削減効果を合わせて 33%削減させることとする。
<b>【取り組む施策】</b> ○産業部門 ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・徹底的なエネルギー管理の促進 ・農業生産活動における排出抑制に関する支援や研究・開発・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○業務その他部門 ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進・徹底的なエネルギー管理の促進・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○家庭部門 ・省エネルギーの取組や再生可能エネルギー導入に関する啓発や情報提供等による普及促進 ・建築物温暖化対策の推進 ・ライフスタイルの見直しに関する普及・啓発 ○運輸部門 ・大規模な事業者の排出抑制の取組促進 ・エコドライブの普及促進、次世代自動車の導入促進 ・自動車の利用低減の取組促進 ・モーダルシフトの促進 ・公共交通機関や自転車の利用促進等 ・道路整備の促進 ・地産地消の促進 ・船舶版アイドリングストップの促進 ・バイオ燃料の普及促進 ・カーボン・オフセット制度の普及促進 ○温室効果ガスの排出削減対策（エネルギー起源二酸化炭素以外の温室効果ガス） ・廃棄物の発生抑制等の取組促進 ・焼却施設における熱回収・発電の促進 ・環境に配慮した産業の育成 ・代替フロン等 4 ガスの適正な回収処理等の促進 ○温室効果ガスの吸収源対策 ・森林整備の推進 ・森林環境教育や木育の推進 ・森林整備等による吸収量の認証 ・県産材の利用促進 ・都市緑化等の推進 ○部門・分野横断的対策 ・地方公共団体の率先的取組 ・地球環境を守るかごしま県民運動の一層の展開 ・環境教育、環境学習の促進 ・県地球温暖化防止活動推進センターによる普及、啓発 ・屋久島 CO2 フリーの島づくりの促進 ・クールビズ・ウォームビズ等の促進 ・各種広報媒体の活用

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県地球温暖化対策実行計画」（平成 30 年 3 月 鹿児島県）

([https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/bijyon/documents/1976\\_20180330143136-1.pdf](https://www.pref.kagoshima.jp/ad02/kurashi-kankyo/kankyo/ondanka/bijyon/documents/1976_20180330143136-1.pdf))

e) 廃棄物処理計画

(7) 鹿児島県廃棄物処理計画

鹿児島県廃棄物処理計画の概要は表-3.2.58 に示すとおりです。

表-3.2.58 鹿児島県廃棄物処理計画の概要

<p><b>【計画の期間】</b> 令和3年度から令和7年度までの5年間</p>	
<p><b>【計画の具体的目標】</b> ○一般廃棄物 令和7年度の総排出量目標値は、令和2年度推計値と比較して9.2%減である483千トンとする。 ○産業廃棄物 令和7年度の総排出量目標値は、令和2年度推計値からの現状維持となる8,170千トンとする。</p>	
<p><b>【主な施策】</b></p> <p>1. 一般廃棄物</p> <p>(1) 排出抑制、減量化、リサイクルの促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出抑制の促進</li> <li>・再生素材等の利用促進</li> <li>・家電、小型家電リサイクルの促進</li> <li>・生ごみなどのリサイクルの促進</li> <li>・その他の品目のリサイクルの促進</li> <li>・食品ロスの削減</li> <li>・容器包装リサイクルの促進</li> <li>・自動車リサイクルの促進</li> <li>・食品リサイクルの促進</li> </ul> <p>(2) 廃棄物処理体制の整備</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみの広域処理の促進</li> <li>・廃棄物エネルギーを回収する施設の整備促進</li> <li>・一般廃棄物処理施設の維持管理の徹底</li> </ul> <p>(3) 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・不法投棄の防止</li> <li>・市町村一般廃棄物処理計画策定への適切な助言</li> <li>・地域環境衛生団体の育成</li> <li>・家電の適正処理</li> </ul> <p>(4) し尿処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・し尿処理施設による処理の促進</li> <li>・浄化槽によるし尿処理の適正化</li> </ul> <p>(5) 普及啓発及び情報公開の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への普及啓発</li> <li>・情報公開の推進</li> </ul> <p>2. 産業廃棄物</p> <p>(1) 排出抑制、減量化、リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出業者への指導</li> <li>・排出抑制・リサイクル用の取組への支援</li> <li>・食品リサイクルの推進</li> <li>・リサイクル製品の市場拡大</li> <li>・公共事業用におけるリサイクルの推進</li> <li>・資源循環関連企業の立地促進</li> </ul> <p>(2) 廃棄物処理施設の整備促進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県内完結型の産業廃棄物処理の推進</li> <li>・安定型最終処分場の整備</li> <li>・中間処理施設の整備</li> <li>・管理型最終処分場の整備</li> </ul> <p>(3) 適正処理の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・排出事業者処理責任の原則の徹底</li> <li>・優良な処理業者の育成</li> <li>・不法投棄の撲滅</li> <li>・電子マニフェスト制度の普及</li> <li>・監視指導の徹底</li> <li>・県外産業廃棄物の適正管理</li> </ul> <p>(4) 普及啓発及び情報公開の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・県民への普及啓発</li> <li>・情報公開の推進</li> </ul> <p>(5) その他個別取組項目</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物のふん尿</li> <li>・建設系産業廃棄物</li> <li>・PCB 廃棄物</li> <li>・農業用廃プラスチック類</li> <li>・焼酎粕</li> <li>・その他の特別管理産業廃棄物</li> </ul> <p>3. 災害廃棄物等の処理対策</p> <p>4. 離島地域のリサイクルの推進</p> <p>5. 漂着ごみ対策</p> <p>6. 地域循環共生圏の構築</p> <p>7. プラスチックごみ削減の推進</p>	

出典：鹿児島県ウェブサイト「鹿児島県廃棄物処理計画」（令和3年3月 鹿児島県）

([https://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/sanpai/singikai\\_index.html](https://www.pref.kagoshima.jp/ad03/kurashi-kankyo/recycle/sanpai/singikai_index.html))



(6) 関係法令等による規制状況のまとめ

対象事業実施区域及びその周囲における、関係法令等による規制状況のまとめは表-3.2.59に示すとおりです。

表-3.2.59(1) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	規制内容	指定状況			
			(馬毛島) 西之表市	(種子島) 西之表市	中種子町	南種子町
環境基本法	騒音に係る環境基準	類型指定地域	×	○	○	×
	航空機騒音に係る環境基準	類型指定地域	×	×	×	×
公害防止	大気汚染防止法	ばい煙に係る排出基準	○	○	○	○
		総量規制基準	×	×	×	×
	騒音規制法	特定工場等において発生する騒音の規制に関する基準	○	○	○	○
		特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準	○	○	○	○
		自動車騒音の限度（要請限度）	○	○	○	○
	鹿児島県公害防止条例	ばい煙に係る規制基準	○	○	○	○
		特定工場等の騒音に係る規制基準	○	○	○	○
	振動規制法	特定工場等において発生する振動の規制に関する基準	×	○	○	×
		特定建設作業に伴って発生する振動の規制に関する基準	×	○	○	×
		道路交通振動の限度	×	○	○	×
	悪臭防止法 悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定	指定地域	×	○	○	○
	工業用水法	指定地域	×	×	×	×
	土壌汚染対策法	指定地域	×	×	×	×
	自然環境保全	自然公園法 鹿児島県立自然公園条例	自然公園（国立公園、国定公園、県立自然公園）	×	×	×
自然環境保全法 鹿児島県自然環境保全条例		原生自然環境保全地域、自然環境保全地域 県自然環境保全地域、県緑地環境保全地域	×	×	×	×
世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約		世界文化遺産、世界自然遺産	×	×	×	×
都市緑地法		緑地保全地区 特別緑地保全地区	×	×	×	×

表-3. 2. 59(2) 関係法令等による規制状況のまとめ

区分	法令等	規制内容	指定状況			
			(馬毛島) 西之表市	(種子島) 西之表市	中種子町	南種子町
自然環境保全	絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律	生息地等保護区	×	×	×	×
	特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約	登録湿地	×	×	×	×
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律	鳥獣保護区	○	○	○	○
	水産資源保護法	保護水面	×	×	×	×
	都市計画法	風致地区	×	×	×	×
		臨港地区	×	○	×	×
	自然再生推進法	自然再生事業実施区域	×	×	×	×
	景観法	景観計画区域	×	×	×	×
	森林法	保安林	○	○	○	○
国有林野の管理経営に関する法律 国有林野管理経営規程 保護林設定管理要領	保護林	×	○	×	×	
海岸法	海岸保全区域	○	○	○	○	
文化財	文化財保護法	国指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○
		県指定史跡・名勝・天然記念物	×	○	○	○
		市町指定史跡・名勝・天然記念物	○	○	○	○
		埋蔵文化財包蔵地	○	○	○	○
災害防止	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律	土砂災害警戒区域 土砂災害特別警戒区域	×	○	○	○
	砂防法	砂防指定地	×	○	○	○
	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律	急傾斜地崩壊危険区域	×	○	○	○
	地すべり等防止法	地すべり防止区域	×	×	×	○
その他	都市計画法	用途地域	×	○	○	×
	国土利用計画法	森林地域	○	○	○	○
		農業地域	○	○	○	○
農業振興地域の整備に関する法律	農用地区域	×	○	○	○	